

令和元年度 第1回
燕市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和元年度 第1回 燕市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

1. 日 時：令和元年8月29日（木） 午後1時30分～午後2時56分
2. 場 所：燕市役所 3階 会議室301
3. 次 第：（1）開会
（2）会長あいさつ
（3）副市長あいさつ
（4）議事録署名委員の選任（吉川委員）
（5）議題
①平成30年度燕市国民健康保険特別会計決算について
②その他
4. 出席委員：被保険者代表：今井委員、亀倉委員、上野委員、戸成委員
保険医・保険薬剤師代表：野神委員、井手口委員、外石委員
公益代表：小越委員、吉川委員、三富委員、小林委員
被用者保険等保険者代表：齋藤委員、渡邊委員
5. 欠席委員：保険医・保険薬剤師代表：鈴木委員
被用者保険等保険者代表：登坂委員
6. 事務局：南波副市長、佐藤健康福祉部長 高野市民生活部長
保険年金課：原田課長、近藤課長補佐、平澤係長、早渡主任、山田主事
税務課：荒木課長、涌井係長 収納課：吉田課長
健康づくり課：丸山課長 長寿福祉課：熊谷課長
7. 報道機関：越後ジャーナル
8. 傍聴者：なし

次第1 開会

事務局

皆様、こんにちは。本日はご多用の中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。ただ今より「燕市国民健康保険運営協議会」を開会させていただきます。本日の進行役を務めさせていただきます、健康福祉部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第を進める前に、新しい委員が就任されましたので、ご紹介させていただきます。お配りいたしました名簿のほうもあわせてご覧いただければと思います。

この度、被用者保険等保険者代表である地方職員共済組合新潟県支部の石垣恵理子様が人事異動に伴い退任されましたので、その後任といたしまして、新潟県被用者保険等保険者連絡協議会のご推薦により、地方職員共済組合新潟県支部の給付係長でいらっしゃいます齋藤靖子様に委員の委嘱をさせていただきました。委嘱日につきましては4月1日付けとさせていただきます、任期は前任者の残任期間となります関係で令和3年7月31日までとなります。

齋藤委員は本日初めての出席となりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。お願いいたします。

(齋藤委員 自己紹介)

事務局

ありがとうございました。

齋藤委員におかれましては被用者保険等保険者のお立場からご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局の関係になりますが、4月1日付けの人事異動によります事務局の新しい職員を紹介させていただきます。はじめに、保険年金課長のほうからお願いいたします。

(保険年金課長 あいさつ)

事務局

続きまして、課長補佐の近藤です。

(近藤課長補佐 あいさつ)

事務局

次に国保係長の平澤です。

(平澤係長 あいさつ)

事務局

なお、昨年度は健康福祉部本間副部長が保険年金課長を兼務という形でおこなっていましたが、今年度は単独の副部長として引き続き職務にあたっております。本日は他の公務がございまして、欠席となっておりますが、この体制で業務を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。

保険医・保険薬剤師代表の鈴木委員、被用者保険等保険者代表の登坂委員から欠席の連絡がありましたので、お知らせいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。すべての会議の終了は、午後3時を目途にしておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、次第の2「会長あいさつ」でございます。

小越会長から、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

(小越会長あいさつ)

事務局

ありがとうございました。

それでは続きまして、次第の3「副市長あいさつ」でございます。

南波副市長からご挨拶を申し上げます。

(南波副市長 あいさつ)

事務局

ありがとうございました。

なお、副市長につきましては次の公務が入っておりますので、ここで退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(南波副市長 退席)

事務局

それでは次に、協議会および議事録の取扱いにつきましては、本協議会は公開を原則とさせていただきます。なお、議事録の公開につきましては、委員発言の個人名は公表いたしませんので、よろしくお願いいたします。

次に、次第の4「議事録署名委員の選任」についてでございますが、ここからは、議事の進行を小越会長からお願いいたします。

会長

はい、わかりました。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

次第の4「議事録署名委員の選任」であります。会長指名とさせていただきたいと思いますが、異議はございませんか。

(委員、異議なしの声)

会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、議事録署名委員に「吉川 委員」を指名いたします。

吉川委員、よろしく願いいたします。

次に、次第の5の議題に入ります。

議題の①、平成30年度燕市国民健康保険特別会計決算について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

<資料の確認後、資料1・2により平成30年度燕市国民健康保険特別会計決算について報告、説明>

会長

ありがとうございました。説明が終わりました。

ご質疑・ご意見ありましたらお願いいたします。

無いようですので、議題の①、平成30年度燕市国民健康保険特別会計決算については、ご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

はい、ありがとうございました。それでは、議題の①、平成30年度燕市国民健康保険特別会計決算については、ご了承ということにさせていただきます。

次に、議題の②、その他について、事務局の方ありましたらお願いいたします。

事務局

＜その他（ポリファーマシー対策事業）について報告、説明＞

会長

説明が終わりました。ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

委員

議題①の資料2のところで、ポリファーマシー対策事業の平成30年度の通知数が1,038通であったということですが、この服薬情報の通知書を医療機関や薬局に持っていかれた人や効果があった人の数というのは、何パーセントくらいになるのでしょうか。もしその数値が事務局の思っていたものより少ないようならば、今年度はどのような対策をお考えなのかも教えてください。

事務局

服薬情報の通知書を医療機関や薬局に持っていかれた人の人数までは、今お答えできるものはありませんが、資料2に載せさせていただきました薬剤に対する医療費ベースでの削減効果というのが出ておまして、こちらが1,125,414円の削減がありました。あわせて薬害被害に対する効果ということで一人当たりの医薬品の種類数が11種類から10.1種類に減少したことと、重複服薬の該当の方が、51人から17人に34人減少しました。また、相互作用の該当者が7名から0名に減少し、慎重投与の該当者が630人から564人に66人減少したという効果を把握しております。

委員

始まったばかりの事業なので、3年、5年の周期設定で効果を平均されるといいのかなと思います。また、75歳以上の方が服薬情報の通知書を医療機関等に持っていくようにする意識付けをどのようにされるのかなと思いました。ありがとうございました。

会長

服薬情報の通知書を自分で医師や薬剤師のところへ持っていくときに、目の前にいる方だと、少し不安かなという思いがあるのですが、どなたか特別に見てくださる方がいるのでしょうか。

委員

ジェネリック医薬品の変更等の通知がお手元に届いていらっしゃる方もいると思われませんが、服薬情報の通知書も同じような形式で皆様のお手元に届いていますので、ご相談されるときは、信頼のおける薬局や医療機関にご自身でお持ちいただいて相談していただければと思います。特別なところにお持ちいただかなくても、ご自身で言いやすい薬剤師がいましたら、そちらに持って行っていただければよいと思います。

会長

信頼のおける薬剤師の方がいても、忙しそうに働いているところに行って、服薬情報の通知書を見てもらうのは、躊躇われるのではないかと思います。

委員

服薬情報の通知が来た方に関しましては、重複して薬を飲んでいる可能性が高いため、薬を少なくできる可能性があるという話ができるかもしれません。薬剤師が忙しそうにしている、遠慮なく声をかけていただいた方が、皆さんの健康を守るための仕事が果たせて良かったなと思えますので、遠慮なくご相談ください。

会長

ありがとうございます。
ほかに、ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

服薬情報の通知書に「かかりつけ薬局を持ちましょう」と書いてありますが、薬を院内処方される場合があったり、薬局が沢山あるため、どこを「かかりつけ薬局」にすればよいのかを決めにくいと思われます。

委員

新潟県内は医療機関の隣に調剤薬局があるので、皆様、隣の薬局に行くということが多いと思われませんが、違う医療機関の処方箋を持ち込んでいただいても対応できますので、信頼のおける薬剤師がいれば、そちらにご相談されてもよろしいかと思います。
ただ、院内処方の医療機関ですと、そのような話をするのは、少し難しいのかなと思いますが。

委員

服薬情報の通知書が届く場合というのは、どのような場合でしょうか。一時的に何かがあって、1か月くらいの短期間だけ沢山の薬を飲むという場合ではなくて、長期に渡って6種類以上の薬を飲む人の場合ということでしょうか。

委員

長期に渡って服薬しているという場合もそうですが、短期間でも複数の医療機関から沢山の薬をもらっていて、しかも重複している薬があったことがわかった場合には、服薬情報の通知書が出るはずですが。
風邪などで、短期間で沢山の薬が出た場合も該当してしまい、服薬情報の通知書が届いたとお話される方もいらっしゃいました。

委員

わかりました。では薬局に行った時にお話を聞いてくださるような方がいらっしゃれば、隣にあるからではなくて、その薬局へ行くということですね。

委員

そうですね。

会長

ほかに、ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

薬局や医療機関では、75歳以上の方が来られた場合、「何か通知書が届いていればお持ちいただけませんか」と聞くことはできないものですか。

委員

私どもの医療機関では、保険証と薬剤情報、そして服薬情報の通知書は必ずお持ちいただくようにしています。「どうして眼科に、薬剤情報や服薬情報の通知書を持ってこなければいけないのか。」とおっしゃる患者の方もいらっしゃいますが、実際に他の科で目薬が出ていたことがありました。薬剤情報や服薬情報の通知書を窓口でチェックをして、データを打ち込む時にもう一度事務のスタッフがダブルでチェックをし、場合によってはまた薬局でチェックをします。そうすることで、出さなくていい薬を教えてもらい、二重に出すことをしなくて済んだといった経験が何度かあるので、やはり薬剤情報や服薬情報の通知書は薬局や医療機関に提出していただいて、何人ものスタッフに見てもらった方が良いと思われれます。薬剤師の方や窓口のスタッフの方は薬剤情報や服薬情報の通知書を見ることに慣れているので、意外と短い時間でチェックをすることができます。

服薬情報の通知書は、実は病院にかかる際には非常に大事な情報のツールの1つですので、医療機関にかかる際にはぜひお持ちいただけるように、できれば服薬情報の通知書の一番上のところに、「医療機関にかかる前には、ぜひこの通知をお持ちになってください」というような文言を入れた方がいいのかもしれない。

また、医療機関も検査の結果と薬剤情報を必ず見るようにしておりますが、院内処方の場合、手帳にシールを貼るのではなく、A4の紙を渡している場合があり、患者の方が持ってくるのが煩わしいからと言って持ってきてくださらないことがあるので、できれば一元化していただけるように市からはたらきかけてもらえると助かります。

それからもう1点、気になったことがあります。服薬情報の通知書は過去4か月の医薬品を対象としているということで、4か月で大体のことはわかると思いますが、稀に1年分のお薬を貰ってくる患者の方もいらっしゃるの、4か月という期間は、75歳以上の方にとっては短いのかなと思います。75歳以上の方は、長期投与していただいている患者の方もいらっしゃると思われるので、外用薬に関しては、半年ぐらいにしても良いのかなと思いました。

また、服薬情報の通知書を持っていけば、薬剤情報を持っていかなくても良いと思われると、そこはまた誤解が生じるので、服薬情報の通知書と薬剤情報は合わせて持って行って、医療機関を受診するようというのも、発信したら良いのではと思いました。

会長

はい、ありがとうございました。
貴重なご意見とご提案をしていただきました。
ほかに、ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

先程、先生がおっしゃられたように、病院とか調剤薬局へ行くと、「お薬手帳をお持ちであればお見せください。」と言われると思います。お薬手帳を渡して、それを医療機関等で見ていただいて、その上で処方箋を出していただいているのかなと思われるのですが、服薬情報の通知書を送付した約 1,000 人の対象者を選定する時に、レセプトではお薬手帳を見て処方されたのか、そうでなくて処方されたのか区別がつかないと思われます。服薬情報の通知書を送る際の基準の「6 剤」を考える時に、薬効分類等で選り分けしているのか、外用薬と内用薬で分けているのか、対象者を選定するための工夫みたいなものがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

会長

事務局お願いします。

事務局

現時点では、対象者を選定するための工夫というようなことはできておらず、あくまでも 6 剤以上の内服薬で、長期処方が 14 日以上で 2 医療機関という抽出条件に従ってという形になります。

会長

はい、ありがとうございます。

事務局

すみません、知る範囲で補足させていただきます。
今回の後期高齢者を対象にしたポリファーマシー対策事業は、平成 30 年度から燕市国民健康保険事業としても行っておりますが、一保険者である燕市だけでは、薬剤にどのような効果や禁忌があるのかという所までは分からないことが多いため、専門の委託事業者に対象者の選定等をお願いしております。その委託業者は広島県で効果をあげておられ、厚労省からも先進事例として取り上げられている信頼のおける業者です。その委託業者が、企業ノウハウを基に 6 剤を抽出しており、フロー図に落とし込んで、間違いのない、一番効果があるだろうという判断のもと、対象者を選定しております。そのような状況があったため、後期高齢医療広域連合も、信

頼できる事業所として燕市が選定した委託業者でもって今回の事業を進めるといった状況になっております。

会長

はい、ありがとうございました。
ほかに、ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

薬剤情報や服薬情報の通知書を医療機関や薬局に持っていくことについて、市民の方や選定の対象者への周知の具合はどのような感じになっているのでしょうか。例えば市の広報等で、どのくらい周知されているのか、私の中で少し疑問に思うことがあります。

先程、先生方のお話にもあった、「お薬手帳を持ってきてくれない人がいる」という問題について、医療機関にかかる際には、その類の書類を必ず持っていくように広報等で周知をできないものなのかどうかをお伺いしたいです。

事務局

ポリファーマシー対策事業については、燕市国民健康保険で事業を開始する際もそうでしたが、最初の情報発信としては、市長が毎月定例の記者発表をして市のホームページに全ての発表項目を掲載いたしました。その後、広報や担当課の保険年金課のホームページに掲載したという流れになります。関係機関には事前の相談や、実施時のお願いをさせていただくことで、周知の徹底をしております。

先程ご提案いただいた、服薬情報の通知書に「お薬手帳をお持ちください」という文言を載せる件につきましては、委託業者へレイアウト変更を依頼することになると思われまますので、予算がかかるかどうかも含めまして、これから検討させていただきたいと思っております。

「こうやったら良いのでは。」という、ご意見がございましたら、教えていただき、参考にして取り組みをさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

会長

はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。
他にご意見・ご質疑が無いようですので、以上で議題③「その他」について終了させていただきます。
委員の皆様、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。
無いようですので、本日の議題につきましては、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

会長、議事の進行、長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

皆様におかれましてもご熱心に協議いただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の燕市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。皆様、本日は大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いたします。

(閉会：午後2時56分)